



職場内で掲示、回覧により皆さまにご周知ください

協会けんぽ News えひめ



業務中や通勤途中のケガ等に 健康保険は使用できません!

たとえばこんなとき…

業務中のケガ(労働災害)

- ・勤務中
- ・職場内
- ・出張中など



通勤途中のケガ(通勤災害)

- ・通勤経路上や
駅などでのケガ
- ・帰宅途中の
交通事故など



◆医療機関を受診するときは、ケガの状態や状況を詳しく伝え、併せて事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

◆原則、すべての労働者（アルバイト・パートタイマー等の雇用形態の方を含む）が労災保険の対象です。
(一定の雇用期間の有無は問いません)

誤って健康保険を使用してしまった場合、後日医療費をご返納いただきます。

こんな
ケースも?!



労働災害・通勤災害に該当する 可能性のある事例をご紹介します!

愛媛支部キャラクター「ぽっぽ社長」

ケース
1

労働災害

長距離トラックの運転手が、長時間同じ姿勢で運転を続けたことにより、腰を痛めた場合

ケース
2

通勤災害

会社に申告している通勤経路が渋滞していたので、いつもと違う道で通勤した際に事故に
遭った場合

労働災害・通勤災害に該当するかどうかは、個別具体的な状況を踏まえて判断されます。
「労災かな?」と思ったら社内のみで判断せず、労働基準監督署へ確認しましょう。

くわしくはこちら▶

労災保険相談ダイヤル



愛媛県からの
お知らせ

えひめこころの AI 相談窓口を開設します!

愛媛県では、働く世代の心身の健康づくりを推進するため、**令和8年9月18日(金)**
から10月18日(日)までの約1か月間、県民の皆さんの悩みを AI がお聞きする
「えひめこころの AI 相談窓口」を開設します。

相談窓口は様々な相談事例を学習した AI が、24 時間いつでも皆さんのご相談に
親身に対応します。「上司や同僚から些細な事で怒られた事が納得いかない」
「こどものしつけが大変でずっとイライラしてる」など、ちょっとしたストレスや、
知り合いに話すまでもないような些細なことなどを、AI にご相談ください。



愛媛県
イメージアップ
キャラクター
みきやん

くわしくはこちら▶

PC からは
「愛媛県 AI 相談」
で検索



マイナ保険証の利用により スムーズに医療が受けられます！



1 手続きなしで高額な窓口負担が不要になります！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。(本人が同意した場合のみ)



他にも

- 初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療を受けられます。
- 特定健診や薬、医療費の情報をマイナポータルでいつでも閲覧可能になります。

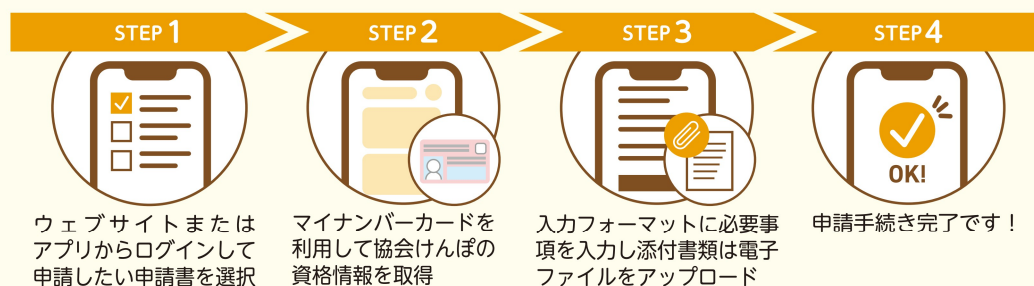
2 協会けんぽの電子申請サービスも利用可能です！

電子申請のメリット

- 申請後の審査状況をオンラインで確認できます！
- 郵送にかかる手間や時間、費用を削減できます！
- システムチェックにより記載漏れのミスを防止できます！

利用対象者

- マイナンバーカードを所持している被保険者、被扶養者（一部申請に限りです）
- 社会保険労務士（保健事業を除く）



くわしくはこちら▲

定期健康診断結果データの取得勧奨業務の外部委託について

健診結果をもとにアフターフォローを行うことを目的に、より多くの健診結果をご提供いただけるよう取得勧奨業務を外部委託しています。
右記委託事業者からご案内がありましたら、ご協力いただきますようお願いします。

令和8年度委託事業者

会社名 CENTRIC 株式会社

所在地 東京都豊島区池袋 2-50-9 第三共立ビル 5F

連絡先 03-6626-5722

委託期間 令和9年5月31日まで